

自立生活スタート支援事業 貸付のご案内

「自立生活スタート支援事業貸付制度」は、東京都の補助により東京都社会福祉協議会（以下、東社協）が実施する公的な貸付制度です。母子生活支援施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。

1 対象となる方

次の4つの項目のすべてに該当する方

1	対象となる方・施設等の種類	■ 東京都の区域内に所在する下記施設等の利用者の方であること。 ①婦人保護施設 ②母子生活支援施設 ■ 退所予定が具体的に決まっている方。 ※退所後、単身または世帯の生計中心者として生活する場合は対象となります。
2	居住地	■ 借入申請時点で、東京都内に住民票がある方 ※実際の居住地と住民票が一致していない場合はご相談ください。 ※都外施設利用者等で住民票が都外にある場合は貸付対象外となります。
3	就労の状況	■ 償還（返済）開始時に就労していることが確定していて、返済の見込みが立てられる方 ※申請時すでに就労している、もしくは就職が内定している、転職先が決まっていることが必要となります。 ※生活保護受給中の方や、生活保護受給を見込んだ退所計画の方は貸付対象外となります。

※外国籍の方の場合 次の①～②のいずれにも当てはまること。

- ① 在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のいずれかである。（「定住者」の場合は東社協へご相談ください）
- ② 将来にわたり日本国内に永住する見込みがある。

2 借入申込みについて

- 借入申込みのできる方は、「1 対象となる方」に該当する方です。
- ※ 借りに当たっては、「施設長の意見書」が必須となります。
- ※ 連帯保証人は不要です。

3 貸付資金の内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還(返済)期間	資金の利用目的
転居資金	320,000 円	6 か月以内	7 年以内	・ 施設を退所して、賃貸住宅等へ転居する際に必要な敷金、前家賃、運送代等
就職支度資金	100,000 円	3 か月以内	3 年以内	・ 通勤するのに直接必要な被服、履物、定期代等の経費（就労が内定しており、据置期間終了までに就労開始となる必要があります。）
技能習得資金	300,000 円	6 か月以内	7 年以内	・ 就職するために必要な知識技能（就労が内定していて、その仕事内容に直結する技能）を習得するための経費 ※普通自動車運転免許等

〈貸付利子について〉

- 貸付利子は無利子です。（※平成28年4月以降貸付決定に適用）

〈貸付上限金額について〉

- 複数の資金を同時に借り入れることが可能です。

〈利用上の注意事項〉

- **いずれの資金の場合も未払いの経費を対象とし、見積書等で必要額を確認した上で限度額の範囲内で貸し付けます。ただし、支払い済の経費であっても資金計画を確認し必要性が高いと認められる場合には、経費を払った年度内に限り申請を受け付けます。**
- 具体的な資金使途は、制度の趣旨に照らして個別に審査されます。なお、審査によって貸し付けが不承認となることもあります。
- 資金交付後、申請に不正が認められたり、借入目的に反する資金使用が確認された場合は、借受人に対して資金の一括返済を求めます。

■ 申請に必要な書類 ※この他にも書類の提出を求める場合があります。

▶ 共通書類

- ・ 借入申込書
- ・ 住民票（マイナンバーの記載のないもの。発行から3か月以内のもの）
- ・ 収支計画予定表（様式あり）
- ・ 施設長の意見書
- ・ 必要な資金の内容（使途）がわかる書類（下記参照）

▶ 転居資金

- ・ 採用通知書（写）または雇用証明書（写）等
- ・ 転居先物件の見積書（写）
- ・ 引越し業者の見積書（写）
- ・ 購入物品の見積書（写）

▶ 就職支度資金

- ・ 採用通知書（写）または雇用証明書（写）等
- ・ 購入物品の見積書（写）

▶ 技能習得資金

- ・ 採用通知書（写）または雇用証明書（写）等
- ・ 就職に必要な知識・技能であることが確認できる書類（写）
- ・ 就職に必要なとなる資格の取得費用のわかる書類（写）

■ 貸付決定後に必要な書類

- ・ 借入申込者の印鑑登録証明書（貸付決定後、借用書提出時に発行から3か月以内のもの）
※借用書には、印紙税法別表1による印紙の貼付が必要です。

4 相談から資金交付までの流れ

1 相談

施設の担当者が、借入希望者より相談を受けます。
施設の担当者は、借り入れの必要性や返済の見込みについて借入希望者の状況を確認します。**そのうえで、施設の担当者から、東社協へ連絡し、貸付対象となるか確認をします。**

また、面接までに必要な各種様式を事前に提出いただきます。

＜貸付対象となりうる場合＞

東社協職員が、面接日程・準備いただく書類等について連絡いたします。

※借入希望者から直接お話を伺うこともあります。

2 面接

借入希望者、施設の担当者、東社協の三者で面接し、以下の内容を確認します。

- ・ 借り入れのしくみについて（借受人の義務と施設の関わり）
- ・ 借入希望内容（書類の確認）
- ・ 借入資金の種類、申請額
- ・ 就労状況、就職内定の状況について
- ・ 今後の日程について 等

3 申請書類の提出

借入希望者は、施設の担当者に借入申込書並びに東社協から指定された必要書類を提出します。施設の担当者は内容を確認し、「施設長の意見書」を添えて、東社協へ提出します（郵送可）。

4 審査

東社協で、貸付の可否を審査します（2週間程度かかります）。審査中に追加の聞き取りや書類の提出等をお願いする場合があります。

5 貸付決定

貸し付けの可否については、借入希望者と施設に郵送で通知します。貸し付けが承認された借入希望者には借用書等も併せて郵送します。

6 借用書の提出

借用書に署名・実印捺印のうえ、印紙を貼付（割印押印）し、印鑑登録証明書を添えて、東社協へ郵送します。

※印鑑登録証明書は原則借用書（債権）ごとに提出します。複数資金の借り入れについて同時に借用書を提出した場合は、1部でも構いません。

7 貸付金の交付

東社協に借用書到着後、借用書の記載内容に不備がなければ20日以内に貸付金を指定口座に送金します。貸付金の交付にあわせて「交付のお知らせ」を、借受人に郵送します。

8 資金使途の報告

本人名義の領収書の写し等、資金使途を確認できる書類を東社協へ提出いただきます。

あわせて転居後の住民票を提出いただきます。

1ヶ月程度かかります。

5 償還（返済）について

- (1) 返済は、原則として金融機関からの口座引落としによる月賦返済となります。
- (2) 資金交付後、据置期間を経て償還期間に入ります。据置期間中に返済することもできます。貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済いただく必要があります。いずれの資金も借用書の償還期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、**延滞利子（年利3%）が発生します。（※令和2年4月以降貸付決定に適用）**
- (3) 償還期間の開始 3 か月前を目安に「償還開始のお知らせ」とともに「償還計画表」が送付されます。
- (4) 償還期間中は3か月に一度、「返済状況のお知らせ」が送付され、完済すると「償還完了のお知らせ」を発行し、借受人に借用書をお返しします。
- (5) 本資金の返済にあたっては、東社協と施設が連携してご相談にあたります。そのため、「返済状況のお知らせ」「償還完了のお知らせ」等の書類は、施設へも同じものが送付されます。
- (6) 償還期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返済が難しくなった場合には、必ず、東社協または施設にご相談ください。
- (7) **転居した場合も必ず東社協または施設にご連絡ください。**変化のあったことがわかる書類を提出していただきます。
- (8) 何のご連絡もなく、一定期間を超えて滞納された場合は、「督促状」の発行のほか、必要に応じ訪問や面接の実施などの対応をします。悪質と判断される場合は法的措置をとることもあります。

<返済額の例>

借入額	返済期間	毎月の返済額（最終回の返済額）
10万円	3年（36回）	2,770円（3,050円）
30万円	7年（84回）	3,570円（3,690円）
32万円	7年（84回）	3,800円（4,600円）



※ご相談は随時お受けしております。早めにご相談ください。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 自立生活スタート支援事業担当

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 Tel 03-3268-7238 Fax 03-3235-5979